

## 常滑市特殊詐欺対策装置等購入費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 常滑市特殊詐欺対策装置等購入費補助金（以下「補助金」という。）は、電話機に接続又は内蔵されている特殊詐欺対策装置等の普及を促進し、深刻化する特殊詐欺被害の未然防止を図るため、特殊詐欺対策装置等の購入に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するもの（以下「補助事業」という。）とし、その交付に関しては、市費補助金等の予算執行に関する規則（昭和36年常滑市規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、特殊詐欺対策装置等（以下「装置」という。）とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 自動応答録音装置 固定電話機に取付け、通話内容を録音する機器で、電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能を有する機器をいう。
- (2) 自動着信拒否装置 固定電話機に取付け、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する電話番号からの着信を自動で判別し、着信を拒否又は通知する機能を有する機器をいう。
- (3) 前2号の両方又は一方の機能を内蔵する固定電話機

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されている者で、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 市税等を滞納していない者
- (2) 愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でない者
- (3) 本人又は同一世帯に属する者が、同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていない者（他の自治体における特殊詐欺対策装置等に係る補助金を含む。）
- (4) 前3号の要件を満たさないことが補助金の交付を受けた後に判明した場合に、補助金を返還することについて了承する者
- (5) 装置を設置した後3年以上使用することを誓約する者。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 天災、事故による破損等、自己の責に帰すべき事由以外の事由により装置を処分す

るとき。

イ その他市長が必要と認めたとき。

(6) 常滑市内に存する事業者から購入した装置を設置した者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、当該年度中に支払いが完了する装置（新品かつ転売、譲渡を目的としないものに限る。）1台分のみとし、その購入に要する経費（装置の設置費を含む。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税を含む。）の額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）以下とし、5,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、補助対象者が属する世帯につき1回限りとする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業が完了した時は、購入日の属する年度の3月31日（同日が市役所の閉庁日に当たるときは直前の開庁日）までに、常滑市特殊詐欺対策装置等購入補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る装置の購入及び設置に係る費用の領収書（品名、規格、購入日又は設置日、販売店名等の記載があるもの）

(2) 設置した機器の規格がわかるカタログ、パンフレット、説明書等の写し

(3) 申請者の本人確認書類（運転免許証、保険証等の写し）

(4) その他市長が必要と認める書類

(申請の受付等)

第7条 市長は、申請の受付を先着順で行う。ただし、受け付けた申請に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えたときは、当該超過した申請分以降の申請を受理しないことができる。

(交付決定等)

第8条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、内容を審査の上、補助金の交付を決定する。この場合において、交付すべき補助金の額の確定は交付の決定により行ったものとみなし、常滑市特殊詐欺対策装置等購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書（第2

ー 1号様式) により申請者に通知するものとする。

2 前項の審査の上、市税の滞納等補助金を交付すべきでないと認めるときは、常滑市特殊詐欺対策装置等購入費補助金不交付決定通知書(第2ー2号様式) により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、補助金の交付を受けようとするときは、常滑市特殊詐欺対策装置等購入費補助金交付請求書(第3号様式)に補助金を振り込む口座情報が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 第3条に規定する補助対象者でないことが判明したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の返還を決定したときは、補助金の返還を請求することができる。

(委任)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附 則(令和4年5月12日要綱第65号)

この要綱は、令和4年5月12日から施行する。

附 則(令和4年12月14日要綱第103号)

この要綱は、令和4年12月14日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則(令和5年6月8日要綱第38号)

この要綱は、令和5年6月8日から施行する。

附 則(令和5年7月31日要綱第56号)

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則（令和 5 年11月22日要綱第71号）

この要綱は、令和 5 年11月22日から施行し、令和 4 年 5 月 1 日から適用する。